

2019年7月

お客様各位

京都信用金庫

「預金規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、「預金規定」を下記のとおり2019年9月より改定いたします。

規定改定後、新規取引の開始時に、お客様に関する情報等を従前より詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じて、再度、お取引目的やお客様に関する情報について、窓口や郵便等で確認させていただく場合がございます。

当金庫が願う確認資料のご提出や、各種質問へのご回答について適切にご対応いただけない場合は、やむを得ずお取引をお断りさせていただくことや、お取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の「預金規定」は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 改定する「預金規定」

規定名	
預金共通規定	財形年金預金規定
当座勘定規定	財形住宅預金規定
当座勘定規定（個人当座用）	外貨普通預金規定
当座勘定規定（専用約束手形口用）	ニュー外貨定期預金規定
財産形成定期預金規定	自動継続ニュー外貨定期預金規定

2. 改定日

2019年9月2日（月）

3. 改定内容

以下の条項を新設・変更いたします（対象箇所を下線）。なお、預金共通規定以外の規定においても改定を行います。

《預金共通規定 抜粋》

第10条（取引の制限等） ……………「新設」

1. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第11条（預積金の払戻し、解約、書替継続等） …「変更」

1. この預積金口座を払戻し、解約、書替継続等する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに（または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して）当店に提出してください。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預積金取引を停止し、または預積金者に通知することによりこの預積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ①この預積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預積金の預積金者が第8条1項に違反した場合
 - ③この預積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預積金者について
確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合

3. ～6. 略（現行通り）

以上